

福井県立高志高等学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月7日改訂

1 目的

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめ防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

2 基本理念

- (1) 本校は、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人ひとりの尊厳を重んじ相互に尊重し合う社会の実現のために、主体的にいじめ問題に取り組む。
- (2) 本校は、生徒に対して、いじめが人間の尊厳を踏みにじり、基本的人権を侵害する行為であることを理解させるとともに、いじめは人間として絶対に許されないとの強い認識を持たせることに努める。

3 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取組

- (1) 人権教育の推進
各教科の授業や特別活動等、教育活動全体を通して、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになる態度を育てる。
- (2) 特別活動等の充実
ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事さらに部活動等の集団活動を通して、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

4 いじめの未然防止のための取組

- (1) 教育相談体制の充実
クラス担任による定期的な個別面談等や教育相談担当による面談等を通して、人間関係等の悩みや不安を聴き取ると同時に、適切な助言やクラス全体への働きかけによって好ましい人間関係の構築を図る。
- (2) 生徒への啓発
いじめが絶対に許されない行為であること、観衆や傍観者が及ぼす影響等について、適時適切に、クラス、学年、全校生徒への注意喚起に努める。
SNS等インターネットに係るいじめに関する現状と対策について、外部講師による講演会等を実施し生徒への注意喚起に努める。

5 いじめの早期発見のための取組

- (1) 自己チェックシステムの活用
1か月毎に「いじめアンケート」を実施し、それを関係教員が確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。
- (2) 保護者との連携
日頃から保護者との情報交換を密にすることで、家庭生活における生徒の変化を見逃すことなく、いじめ等の早期発見に努める。
- (3) 外部機関との連携
福井警察署（スクールサポーター）や福井市青少年愛護センター等の外部機関と定期的に情報交換する中で、学校外におけるいじめ等問題行動の早期発見に努める。

6 いじめの早期解決に向けた取組

(1) 被害生徒・加害生徒への迅速な対応

複数の関係者からの情報収集及び事実確認をした上で、被害生徒に対しては安全を最優先に考え、継続的なカウンセリングを行うなどメンタル面のサポートを十分に行い、一日も早く安心して学校生活を送れるように努める。加害生徒に対しては毅然とした態度で指導に当たり、いじめに至った背景等をカウンセリング等により聴き取り、本生徒の立ち直りと再発防止に努める。

いじめの解消については、いじめに係る行為が止んだ後、3か月を目安に経過を観察し、被害生徒が心身の苦痛を受けていないことを面談等で確認した上で判断する。

(2) 保護者との連携

被害生徒及び加害生徒の保護者に対して、いじめの状況と今後の対応について十分な説明と協議を行い、理解と協力を得る。

(3) 外部機関との連携

必要に応じて、福井警察署（スクールサポーター）や福井市青少年愛護センター等の外部機関と連携を取りながら早期解決に向けた最善の方法を講じる。犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案については、県教育委員会及び福井警察署等と連携して対処する。

7 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの未然防止について、指導の方策を協議し、方針や対策を決定する「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて開催する。

（構成員）校長、副校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当

※緊急を要する場合、校長または教頭、および構成員の2名以上による実務部会を置くことができる。

（活動）・いじめ問題対応の年間計画の作成

- ・校内のいじめの現状把握（いじめアンケートの実施）と指導方針・対策の決定
- ・学校におけるいじめ問題への取組の点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたときの対応や方針を決定する「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行う。

（構成員）教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、クラス担任、他関係教員

（活動）・正確な事実関係の把握と情報収集（被害者・加害者からの聴き取り）

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・当該いじめ事案の対応の経過確認及び対応方針の修正

8 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対処を行う。

(1) 重大事態が発生した旨を県教育委員会に速やかに報告する。

(2) 「いじめ調査専門委員会」が行う事実関係を明確にするための調査に協力する。

9 学校評価における留意事項等

(1) いじめ問題に適正に対処するため、次の2点を学校評価の項目に加え、本校の取組を評価する。

- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取組やいじめの未然防止のための取組に関する事。
- ・いじめの早期発見や早期解決に向けた取組に関する事。

(2) この基本方針は、本校のホームページに公開する。